

令和3年7月29日

様

阿蘇竹田ブランド観光地域づくり推進協議会
会長 佐藤 義興

令和3年度内閣府地方創生推進交付金事業「阿蘇竹田ブランド観光ガイドブック作成業務」委託に係る技術提案書の募集について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協議会は、阿蘇市、竹田市、JR九州の三者による「JR豊肥本線を活用した観光振興のための連携協定」を軸に、同線の利用促進及び地域間交流による地域活性化に寄与することを目的として、令和元年7月3日に設立された組織でございます。

県境に広がる熊本県阿蘇市と大分県竹田市において、地形及び歴史的に共通の特性を活かし、平成28年熊本地震によって被災したJR豊肥本線の全線復旧を踏まえ、官民協働により、公共交通機関を利用した観光連携の仕組みづくりを構築しながら、九州中央におけるデスティネーションの位置を確立します。

この度、上記の目的を果たすため、その一環として、JR豊肥本線を列車で旅する醍醐味や魅力、各駅で降りてからの旅の楽しみ方の情報、これまでに開発してきた滞在プログラムや新たな受入れ態勢の在り方など、滞在交流型観光の情報提供を行い、誘客促進と滞在機能強化を図ることを目的とした集大成的なガイドブックを作成する。

つきましては、下記のとおり当該業務を委託することとし、業務内容に係る技術提案書の募集を行いますので、参加を希望される場合は、募集概要及び発注仕様書をご確認のうえ、提出意思確認書及び技術提案書を提出くださいますようお願い致します。

記

- 1) 参加の意志がある場合には、「提出意思確認書」により表明してください。
- 2) 質問事項については、募集概要に記載された方法により行ってください。
- 3) 技術提案書の提出方法は、募集概要に記載された方法により行ってください。

■連絡先

竹田市商工観光課

担当：工藤 賢稔

TEL：0974-63-4807

FAX：0974-63-0701

E-mail：yasutoshi-kudo@city.taketa.lg.jp

令和3年度内閣府地方創生交付金「阿蘇竹田ブランド観光ガイドブック作成業務委託」に関する技術提案書の募集概要

1. 業務の概要

1) 業務の目的、業務内容、履行期間
別紙仕様書のとおり

2) 業務実施上の条件

①予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

■ 技術者資格

以下の技術者資格を有する者とします。

管理技術者：技術士または同等の知識能力を有する者

■ 同種または類似業務の実績

管理技術者：下記に示す同種または類似業務1件以上の実績を有する者

担当技術者：下記に示す同種または類似業務1件以上の実績を有する者

■ 手持ち業務量

令和元年7月20日現在の手持ち業務量

管理技術者：(5百万円以上の)業務が10件未満である者

担当技術者：(5百万円以上の)業務が10件未満である者

②業務を円滑に進めるため、阿蘇竹田ブランド観光地域づくり推進協議会と密接に連携を保ち進めるものとし、業務打合せには管理技術者が原則出席するものとします。

③成果品（報告書）

別紙仕様書のとおり

2. 技術提案書の作成および記載上の留意事項

1) 技術提案書の作成方法

技術提案書の様式は、別紙（様式-1～7、A4版）とします。また、別途参考資料等あれば添付をお願いします。

2) 業務量の目安

本業務の規模は、5,000千円程度（消費税相当額含む）を想定しています。

3) 参考見積の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出してください。ただし、その取扱は、積算の際の参考および技術提案書を特定するための評価事項として用います。

4) 作成に用いる言語

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

3. 技術提案書等の提出方法、提出先における提出期限

1) 技術提案書の提出意志確認書

① 提出方法：1部を持参または郵送、もしくは電送するものとします。

② 提出先：竹田市商工観光課

〒878-0011

大分県竹田市大字会々2250番地1（竹田温泉花水月）

TEL 0974-63-4807

FAX 0974-63-0701

③ 提出期限：令和3年8月13日（金）午後5時までとします。

2) 技術提案書

① 提出方法：1部を持参または郵送、もしくは電送するものとします。

② 提出先：竹田市商工観光課

〒878-0011

大分県竹田市大字会々2250番地1（竹田温泉花水月）

TEL 0974-63-4807

FAX 0974-63-0701

③ 出期限：令和3年8月20日（金）午後5時までとします。

4. 募集概要の内容についての質問の受付および回答

質問は、持参、郵送、電送のいずれかの方法で上記3の提出先宛にお願いします。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術提案書の評価項目等は、以下のとおりとします。

評価項目	評価の着目点
要諦技術者の経験 及び業務実施能力	1) 管理技術者が有する技術資格および専門分野の内容 2) 管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 3) 管理技術者の手持ち業務の件数
	1) 担当技術者が有する技術資格および専門分野の内容 2) 管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 3) 管理技術者の手持ち業務の件数
業務実施方針及び 手法	1) 業務内容の理解度 2) 業務実施方針の妥当性 3) 業務実施手法の妥当性
見積額の妥当性	1) 実施方針及び実施手法に伴う見積額の妥当性 2) 低コスト化の実現可能性

- 2) 特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知します。
- 3) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を書面により通知します。

6. 特定事業者との契約締結

令和3年8月23日（月）頃を予定しています。

7. その他の留意事項

- 1) 技術提案書の作成および提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- 2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とします。
- 3) 技術提案書の提出後に、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。
- 4) 特定された場合には、その著作権等一切の権利は、阿蘇竹田ブランド観光地域づくり推進協議会に帰属するものとします。
- 5) 特定されなかった場合には、提出された技術提案書は返却しません。なお、提出された技術提案書は、提出者に対して無断での使用はしません。
- 6) 技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更しないでください。ただしやむを得ない事情による場合はこの限りではありません。